

令和6年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

特別支援学校（専門）問題

「始め」という合図があるまで、このページ以外のところを見てはいけません。

注 意

- 1 この問題は4問4ページで、時間は25分です。
- 2 解答用紙は、別紙で配付します。「始め」の合図で始めてください。
- 3 解答は、それぞれの問題の指示に従って**解答用紙**に記入してください。
- 4 「やめ」の合図があったら、すぐやめて係の指示に従ってください。
- 5 解答用紙を持ち出してはいけません。

特別支援学校 専門

1 次の(1)～(2)の問いに答えよ。

- (1) 次の文章は、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)(平成30年)及び特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編(上)(高等部)(平成31年)における各教科等〔各教科〕の「段階の考え方」の一部を抜粋したものである。

次のA～Eに当てはまる語句を、それぞれ記せ

学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、本解説第4章第1節の1〔第5章第1節の1〕に示すとおり、(A)における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が(B)、学力や学習状況も異なるからである。そのため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒〔生徒〕の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしている。

(中略)

各段階の内容は、各段階の目標を達成するために必要な内容として、児童生徒〔生徒〕の(C)を基盤とし、知的能力や(D)能力及び(E)な能力等を考慮しながら段階毎に配列している。(後略)

※〔 〕内は特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編(上)(高等部)による。

- (2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年告示)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年告示)において、自立活動の内容は、6区分27項目に整理されている。次の①、②の問いに答えよ。

- ① 次のア～カは、自立活動の内容6区分について示したものである。A～Cに当てはまる語句を、それぞれ記せ。

- ア 健康の保持
- イ 心理的な安定
- ウ (A)の形成
- エ 環境の把握
- オ (B)の動き
- カ (C)

② 次のア～コは、自立活動の内容 27 項目の一部である。この中から「心理的な安定」、
「環境の把握」に関する項目を、それぞれ二つずつ選び、記号で記せ。

- ア 他者とのかかわりの基礎に関すること
- イ 状況の理解と変化への対応に関すること
- ウ 保有する感覚の活用に関すること
- エ 言語の受容と表出に関すること
- オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
- カ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
- キ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
- ク 病気の状態の理解と生活管理に関すること
- ケ 集団への参加の基礎に関すること
- コ 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

2

次の（１）～（５）の各文について最も関連のあるものを下のア～サからそれぞれ一つ選び
記号で記せ。

- （１） 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて、特別支援学校において文部科学大臣が定める障害を 2 以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合の 1 学級の人数
- （２） 障害の状態を改善し、又は克服するため、昭和 46 年の学習指導要領の改訂において盲学校、聾学校及び養護学校共通に設けられた特別の領域
- （３） 教科用図書購入費、学校給食費、修学旅行費等において保護者の経済的な負担能力に応じて、その全部又は一部を国及び地方公共団体が補助する仕組み
- （４） 女兒に多くみられ、もみ手と表現される上肢の常同運動、外界の刺激に対する反応が乏しくなる等の症状があり、1966 年にオーストリアの小児神経医によって報告された疾患
- （５） 文部科学省の特別支援教育資料（令和 3 年度）の中で、最も在籍者数が多い障害種別の特別支援学級

| | | | |
|----------|---------------|--------------|-------|
| ア 知的障害学級 | イ 特別児童扶養手当 | ウ 3 人 | エ 生活科 |
| オ 6 人 | カ ダウン症候群 | キ レット症候群 | ク 2 人 |
| ケ 養護・訓練 | コ 特別支援教育就学奨励費 | サ 自閉症・情緒障害学級 | |

3 次の(1),(2)の問いに答えよ。

(1) 次の文は、ある法令の一部を抜粋したものである。次の①、②の問いに答えよ。

障害者から現に(A)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、(A)の除去の実施について必要かつ(B)な配慮をしなければならない。

- ① A, Bに当てはまる語句を記せ。なお、Aには同じ語句が入るものとする。
- ② この法令は何か、法令名を記せ。

(2) 次の文は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年文部科学省初等中等局長通知)の一部を抜粋したものである。次の①、②の問いに答えよ。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、(A)の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、(B)における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

- ① A, Bに当てはまる語句を記せ。
- ② 下線で示されている法令の障害の程度について、次のア～オの内容が正しい場合には○、間違っている場合には×を記せ。

ア 視覚障害者

両眼の視力がおおむね 0.5 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

イ 聴覚障害者

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

ウ 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに一部援助を必要とする程度のもの

エ 肢体不自由者

肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

オ 病弱者

慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

4

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年）及び特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）（平成31年）に示されている「個別の指導計画」の作成の意義について記せ。